

人厚第9319号  
24. 7. 9  
改正 人厚第7834号  
26. 5. 30  
改正 防人厚第11189号  
26. 7. 25  
改正 防人計第15282号  
27. 10. 1

大臣官房長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
防衛監察監  
各地方防衛局長  
防衛装備庁長官

人事教育局長  
(公印省略)

児童手当及び特例給付の支給状況報告について（通知）

標記について、下記のとおり実施されたく、通知する。

#### 記

毎年3月20日までに、その前年の3月から翌年の2月までの間における管下の職員（大臣官房長にあつては、防衛大臣、防衛副大臣、防衛大臣政務官、防衛大臣補佐官、防衛大臣政策参与、防衛大臣秘書官、事務次官、防衛審議官、防衛人事審査会の再就職等監察官及び防衛省本省の内部部局の職員）の児童手当等の認定及び支給の状況について、別紙様式により通知されたい。

添付書類：別紙様式

雇児発0628第3号（平成24年6月28日）

児童手当・特例給付支給状況報告（国家公務員分）

機 関 名 ：

第1表 受給者の状況

(1) 児童手当

(単位：人)

		前 年 2 月 末 現 在 全 体	本 年 2 月 末 現 在 全 体	(2)のうち留学等により国外に 居住する支給対象児童がいる 受給者数及び当該児童数	(2)のうち未成年後見人に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち父母指定者に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち法第4条第4項の 規定により認定を受けた者 (同居父母)に係る 受給者数及び児童数	(2)の うち 外 国 人 受 給 者 数 及 び 児 童 数
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
受 給 者 数								
支 給 対 象 児 童 数	0 歳 から 3 歳 未 満							
	3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前 うち第3子以降							
	小学校修了後中学校修了前							
	計							

(2) 特例給付

		前 年 2 月 末 現 在 全 体	本 年 2 月 末 現 在 全 体	(2)のうち留学等により国外に 居住する支給対象児童がいる 受給者数及び当該児童数	(2)のうち未成年後見人に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち父母指定者に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち法第4条第4項の 規定により認定を受けた者 (同居父母)に係る 受給者数及び児童数	(2)の うち 外 国 人 受 給 者 数 及 び 児 童 数
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
受 給 者 数								
支 給 対 象 児 童 数	0 歳 から 3 歳 未 満							
	3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前 うち第3子以降							
	小学校修了後中学校修了前							
	計							

第2表 支払いの状況

(単位：円)

本 年 度 中 支 払 済 分	区 分	児 童 手 当	特 例 給 付	計
	0 歳 から 3 歳 未 満			
3 歳 以 上 小 学 校 修 了 前 うち第3子以降				
小学校修了後中学校修了前				
計				

雇児発 0628 第 3 号  
平成 24 年 6 月 28 日

各省各庁官房長等 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

公務員に係る児童手当の支給状況報告について

標記については、平成 18 年 3 月 31 日付雇児発第 0331034 号本職通知「公務員に係る児童手当の支給状況報告について」により行われているところであるが、「児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）」が平成 24 年 4 月 1 日から施行されることとなったこと等に伴い、平成 24 年度分の報告から下記により行うこととしたので、通知する。

なお、上記本職通知は廃止する。

記

- 1 この報告は、児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項（法附則第 2 条第 3 項において準用する場合を含む。）に基づき、各省各庁（財政法第 21 条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の職員であって、法第 17 条 1 項に規定する公務員に該当する者につき、児童手当等の認定及び支給の状況に関し行うものである。
- 2 この報告は、法施行規則第 14 条により、毎年 3 月末日までに、前年 3 月からその年 2 月までの間（平成 24 年度においては、平成 24 年 4 月から平成 25 年 2 月までの間）における児童手当等の認定及び支給の状況について行うものである。
- 3 各省各庁の長の委任を受けた者の認定に係るものについても、各省各庁において集計の上報告されたい。
- 4 報告は、児童手当・特例給付支給状況報告国家公務員分により行われたい。

児童手当・特例給付支給状況報告（国家公務員分）

省 庁 名 : \_\_\_\_\_

第1表 受給者の状況

(1) 児童手当

(単位：人)

		前 年 2 月 末 現 在 全 体	本 年 2 月 末 現 在 全 体	(2)のうち留学等により国外に 居住する支給対象児童がいる 受給者数及び当該児童数	(2)のうち未成年後見人に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち父母指定者に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち法第4条第4項の 規定により認定を受けた者 (同居父母)に係る 受給者数及び児童数	(2)のうち外国人 受給者数及び児童数
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
受 給 者 数								
支給対象 児童数	0 歳 から 3 歳 未 満							
	3 歳 以上 小 学 校 修 了 前							
	うち第3子以降							
	小学校修了後中学校修了前							
計		0	0	0	0	0	0	0

(2) 特例給付

		前 年 2 月 末 現 在 全 体	本 年 2 月 末 現 在 全 体	(2)のうち留学等により国外に 居住する支給対象児童がいる 受給者数及び当該児童数	(2)のうち未成年後見人に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち父母指定者に 係る受給者数及び児童数	(2)のうち法第4条第4項の 規定により認定を受けた者 (同居父母)に係る 受給者数及び児童数	(2)のうち外国人 受給者数及び児童数
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
受 給 者 数								
支給対象 児童数	0 歳 から 3 歳 未 満							
	3 歳 以上 小 学 校 修 了 前							
	うち第3子以降							
	小学校修了後中学校修了前							
計		0	0	0	0	0	0	0

第2表 支払いの状況

(単位：円)

本 年 度 中 支 払 済 分	区 分	児 童 手 当	特 例 給 付	計
	0 歳 から 3 歳 未 満			
3 歳 以上 小 学 校 修 了 前	うち第3子以降			0
	小学校修了後中学校修了前			0
計		0	0	0

## (別紙様式の記入上の注意事項)

### 1. 第1表について (児童手当・特例給付共通)

- (1) 「前年2月末現在全体(1)」の欄には、前年度分報告の「本年2月末現在受給者数(2)」の欄に記入した数を記入すること。(平成24年度においては、「公務員に係る子ども手当の支給状況報告について(平成24年1月24日雇児発0124第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」の「全体(1)」の欄に記入した数を、(1)児童手当の「前年2月末現在全体(1)」に記入すること。)
- (2) 「本年2月末現在全体(2)」の欄には、本年2月末現在の受給者数及び各年齢区分ごとの児童数を記入すること。
- (3) 「(2)のうち留学等により国外に居住する支給対象児童がいる受給者及び当該児童数(3)」の欄には、法第3条第1項に規定する「留学その他厚生労働省令で定める理由により日本国内に住所を有しない者」を養育している者の数及び児童数を記入すること。
- (4) 「(2)のうち未成年後見人に係る受給者数及び児童数(4)」の欄には、法第4条第1項第1号に規定する「未成年後見人」として手当を受給している者の数及び当該未成年後見人に養育される児童数を記入すること。
- (5) 「(2)のうち父母指定者に係る受給者数及び児童数(5)」の欄には、法第4条第1項第2号に規定する「父母指定者」として手当を受給している者の数及び当該父母指定者に養育される児童数を記入すること。
- (6) 「(2)のうち法第4条第4項の規定により認定を受けた者(同居父母)に係る受給者数及び児童数(6)」の欄には、法第4条第4項の規定の適用により認定を受けた者の数及び当該者に養育される児童数を記入すること。
- (7) 「(2)のうち外国人受給者数及び児童数」の欄には、外国人(日本国籍を有しない者をいう。)の受給者数及び児童数を記入すること。
- (8) (3)~(7)について、複数の区分に該当する受給者がいた場合は、該当する区分それぞれに計上すること。
- (9) (1)~(7)について、3歳以上小学校修了前の児童については、第3子以降の児童数も、うち数として記入すること。

### 2. 第2表について

当該報告に係る期間中の支払期月における定期の支払日に実際に支払いを行った児童手当等の金額に、法第8条第4項ただし書きの規定により、支払いを行った児童手当等の金額を加えたものを、児童手当又は特例給付のいずれか該当する方へ記入すること。(3歳以上小学校修了前の児童については、第3子以降の児童に対して支払った額も計上すること。)

なお、法第12条に規定する未支払の児童手当等を支払った場合も、本欄に計上すること。